



# どうする!?!? こんなとき

契約はよく理解して慎重に!



●はじめに



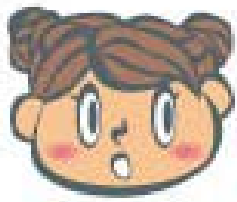
こんな人が多いかもしれません。



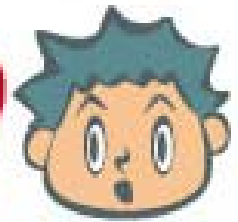
## CONTENTS

- 3 ページ **1** ダマサレ度チェック
- 5 ページ **2** 契約について
- 9 ページ **3** 悪質商法 あなたならどうする？
- 16 ページ **4** クーリング・オフ Q&A
- 18 ページ **5** 迷惑メールで不当請求(ワンクリック詐欺)
- 19 ページ **6** ネットオークション詐欺

やってみよう!



# ダマサレ度チェック



あなたはどんな悪質商法に  
ねらわれやすいか、診断してみよう!

スタート

人に頼まれると、  
断れない性格で  
ある

NO

なんでも相談  
できる友人が  
いる

YES

休みの日などは  
家にいることが  
多い

YES

新聞の三面記事は  
よく読むほうで  
ある

YES

NO

NO

NO

YES

一人でいると、  
よく孤独な  
思いを  
することがある

NO

携帯電話の  
支払いは、  
全額親に  
してもらっている

NO

初対面の人でも、  
すぐに仲良く  
なれるほうである

NO

人前になると  
見栄を張ることが  
ある

YES

YES

YES

YES

NO

物事を決める時、  
人の意見に左右  
されやすい

NO

特に目的もなく、  
街をブラブラ  
するのが好きだ

NO

ひょっとしたら  
「うまい話」が  
あるかもしれない  
と思っている

YES

YES

YES

NO

**A**  
タイプ

**B**  
タイプ

**C**  
タイプ

**D**  
タイプ

**A**  
タイプ

あなたがねらわれやすい悪質商法は  
**「アポイントメントセールス」**です。  
9ページは必ずやってみてください。



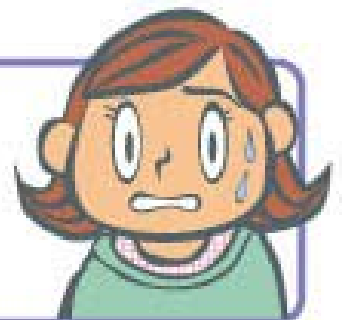
**B**  
タイプ

あなたがねらわれやすい悪質商法は  
**「キャッチセールス」**です。  
11ページは必ずやってみてください。



**C**  
タイプ

あなたがねらわれやすい悪質商法は  
**「マルチ商法」**です。  
13ページは必ずやってみてください。



**D**  
タイプ

あなたは悪質商法にあいにくいでしょう。  
でも手口はどんどん巧妙になっています。  
このパンフレットを読んでもっと賢くなりましょう。



# 1 契約について

## 1. 契約ってなんだろう？



**Q1**

トモミさんとF校の間で「契約」が成立したのはいつでしょうか？  
上の①～④の場面の中から選んでください。

●自分の答えを書き入れてみましょう▶  
答えは次のページ

Q1の答えは **1** です。

ちょっと意外に思った人も多いかもしれません。  
しかし「契約」は当事者双方の合意によって成立するのです。

つまり「契約」は  だけでも成立します。

契約書に判を押すのは、確かに契約したという  を残すためのもの。

後で、言った言わないという  を防ぐためです。

の中に入る言葉を下記の語群から選んでみましょう。(答えはこのページの下にあります。)

語群    ア.証拠    イ.口約束    ウ.トラブル    エ.契約

そして、契約が成立すると、お互いに守らなければならない「**義務**」  
と「**権利**」が発生します。

例えば、タロウくんがCDを買ったとします。するとタロウ  
くんとお店には次のような関係が生まれます。



問題の答え 上から順にイ、ア、ウ

## 2. 契約はやめる(解除する, 取消す)ことができるの?

さて、デザイナー教室に通うことにした  
トモミさんですが…



さあ、ここでまた問題です。

### Q2

トモミさんはF校との間で  
交わした契約を、やめる  
ことができるでしょうか?  
右の①～④の中から選んで  
ください。

●自分の答えを書き入れてみましょう  
答えは次のページ

<p>あの～申し訳 ないんですけど～</p> <p>① 電話で申し出れば やめられる</p>	<p>② 契約書を送り返せば やめられる</p>
<p>③ 実際に教室に通って いなければやめられる</p>	<p>④ 原則として無条件 にはやめられない</p> <p>契約解除の際は所定の キャンセル料をいただきます。</p>

Q2の答えは**4**です。

原則として、一度結んだ契約は勝手にやめることはできません。

でも、もしトモミさんが未成年者であったらどうでしょう？



でも、未成年者であってもやめられない場合(①~③)もあります。

①おこづかい程度のお金で契約した場合



②自分は成人(20歳以上)である、と相手をだまして契約した場合。



③結婚している場合



そのほかに、次の場合は、条件次第で契約をやめることが法律で認められることがあります。

1. まちがって契約した場合(錯誤)
2. おどかされて契約した場合(強迫)
3. だまされて契約した場合(詐欺)

いずれにしても、一度結んだ契約をやめることは大変なこと。  
契約はくれぐれも慎重にね!!



## 2 悪質商法あなたならどうする？

### Aタイプ アポイントメントセールス



さて、あなたならどうしますか？



1.を選んだあなたは…

とっても慎重ですね。  
アポイントメントセールスの  
トラブルにあう危険性は  
低いでしょう。



2.を選んだあなたは…

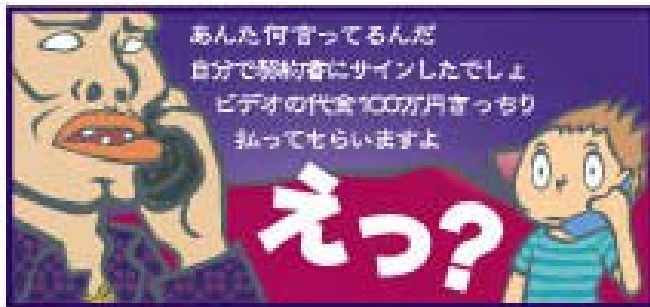
時にはアポイントメントセールスに  
あう危険性もあります。



3.を選んだあなたには…

こんな運命が待ち受けているでしょう。





えっ?



どうやって防ぐ? 解決する?  
アポイントメントセールス

- ★あやしい話にはのらない!
- ★あいまいな返事や対応をしない!
- ★「あなただけ…」は信用しない!
- ★「まあ、いいか」はダメ!



●P.16、17へ

Bタイプ キャッチセールス

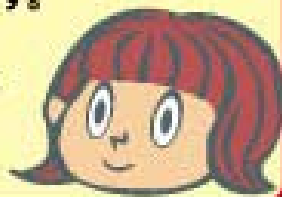


さて、あなたならどうしますか?



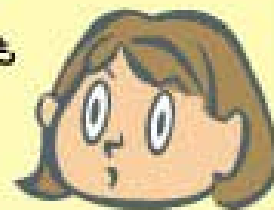
1.を選んだあなたは…

とてもしっかりしています。  
キャッチセールスの  
トラブルに合う危険性は  
低いでしょう。



2.を選んだあなたは…

キャッチセールスの  
トラブルにあう可能性も  
あります。



3.を選んだあなたには…  
こんな運命が待ち受けているでしょう。





どうやって防ぐ？ 解決する？  
**キャッチセールス**

- ★知らない人に突然誘われても、はっきり断る
- ★営業所などについていかない。危険がいっぱい！
- ★相手はだましのプロ！



OP.16、17へ

Cタイプ マルチ商法

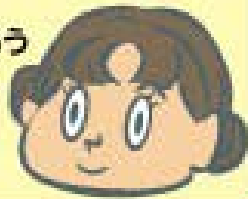


さて、あなたならどうしますか？



1. を選んだあなたは…

とっても慎重ですね。  
マルチ商法のトラブルにあう  
危険性は低いでしょう。



2. を選んだあなたは…

なかなか慎重ですが、  
マルチ商法のトラブルにあう  
危険性もあるでしょう。



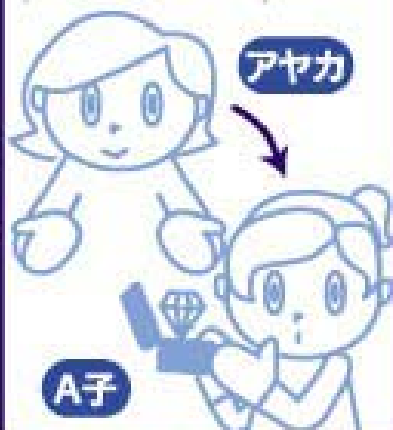
3. を選んだあなたには…

こんな運命が待ち受けているでしょう。

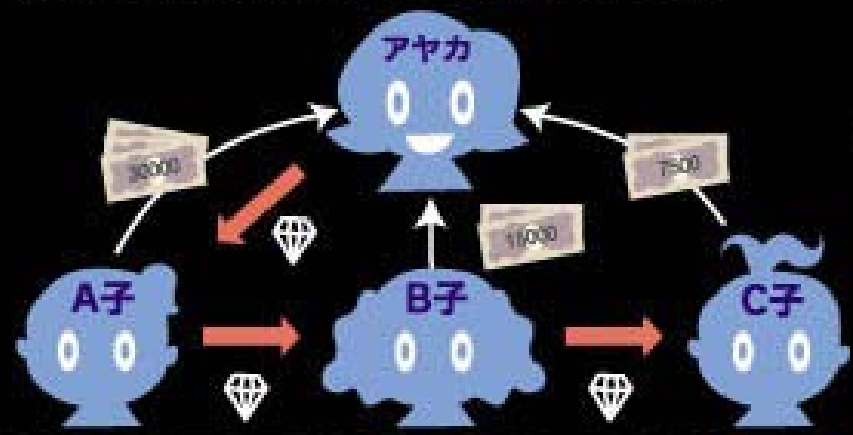


じゃあシステムを説明するね。

アヤカは、私がアヤカを誘ったように30万円のダイヤモンドを買って会員になってくれる人を見つければいいだけ。



例えばアヤカが友人のA子を勧誘して入会させるとするね。するとA子が支払う30万円のうち10%、つまり3万円がアヤカのものになるの。さらにそのA子が同じように友人B子を入会させれば、今度は30万円のうちの5%の1万5千円が入るの。こうやって今度はB子がC子を、C子がだれかを紹介するたびに、アヤカは何もしないでお金がもらえるのよ。



すごい!

すごいでしょ。  
1ヶ月100万円の収入も夢じゃないの。  
ねえー入会しようよ!!

入会する!

ところが 実際にやってみたら…

友だちのトモミもタエコも  
ユリもメグミも誘ったけど  
誰も会員になってくれない



みんなからはなんか  
避けられている感じで  
変な目で見られるようになるし



結局、誰も紹介できずに、  
消費者金融で借りた  
借金だけが残ってしまった。



どうやって防ぐ? 解決する?  
**マルチ商法**

- ★ラクして簡単にもうかるなんておいしい話はない!
- ★被害者になるばかりか加害者になって、友達をなくすかも!



▶ P.16、17へ

※不実告知(うそをいうこと)を行ったとして、罰せられた学生もいます。

### 3 クーリング・オフ Q&A

#### Q1 クーリング・オフってどんな制度？

**A** 自分の行った契約を無条件で解除することができる制度。原則としてお店以外の場所で契約した場合にクーリング・オフできます。ただし、このパンフレットで紹介した3つ(アポイントメントセールス、キャッチセールス、マルチ商法)で契約した場合などはお店での契約もクーリング・オフが可能となります。



#### Q2 クーリング・オフできる期間は 何日間？

**A** アポイントメントセールス ● 契約書面を受け取ってから**8日間**  
 キャッチセールス ● 契約書面を受け取ってから**8日間**  
 マルチ商法 ● 契約書面を受け取ってから**20日間**  
 現金の場合は、3,000円以上の取引からクーリング・オフできます。事業者がウソを言ったり、脅したりしてクーリング・オフを妨害した場合や契約書面を交付していない場合は、期間が過ぎてもクーリング・オフできます。

#### Q3 クーリング・オフって どうやって行うの？(記入例を参照)

**A** ①必ずハガキなどの書面で行います  
 ②その契約をやめたい旨を書いて両面コピーをとります  
 ③郵便局の窓口に行き、配達記録郵便(書留)で販売会社に出します  
 (クレジットで購入した場合はクレジット会社にも出すこと)  
 ④窓口で配達記録郵便物受取証をもらいます  
 ⑤この受取証とハガキのコピーがクーリング・オフしたという証明になります

記入例(配達記録郵便)	(表面)	(裏面)
	<p>〒          配達記録          〇〇販売株式会社 御中          〇〇市〇〇町〇〇番地          〇〇</p> <p>自分の住所          自分の住所</p>	<p>●契約(申込み)年月日          ●販売会社名          ●担当書名          ●商品名          ●商品価格</p> <p>上記契約を解除します。          投函する年月日</p>





## Q4 クーリング・オフすると どうなるの？

**A** その契約は初めからなかったことになります。  
したがって、



### 効果1

支払った金額は全額返され、  
運約金等も請求されません。



### 効果2

商品を受け取っている場合は、販売  
会社は引き取り義務があるので送料  
は着払いで引き取ってもらえます。



※クーリング・オフできない場合もあるので、分からないときは、  
裏表紙の相談窓口に聞いてみましょう。

## ◎平成16年11月から、次のように法律が改正されました。

### Point 1.

商品の販売などの勧誘をするときは、勧誘が目的であることをまずはっきり  
伝えなければなりません(物を売りたい人を誘うときは、物を売るために  
勧誘しているのだとハッキリ言わなければなりません)。

### Point 2.

販売目的を隠して、人の出入りが自由でない場所(個室)などに誘い込んで勧  
誘する行為は禁止となりました(本当は商品を買りたいのに本当のことを言  
わず、個室などに誘い込んで勧誘することは禁じられました)。

### Point 3.

ウソの説明などで契約をした場合はクーリング・オフ期間が過ぎた後でも契  
約の取り消しができます。クレジット契約の場合は、クレジットの支払いも  
拒否できます。

### Point 4.

マルチ商法に入会して1年を経過せずに退会する会員は、引渡しから90日  
経過していない未使用の商品の返品を認められることがあります。

いずれにしても、世の中そんなにウマイ話はありません。  
おかしいと思ったら、早めに最寄りの消費生活センターなどに相談しましょう。

## 4 迷惑メールで不当請求(ワンクリック詐欺)



どうやって防ぐ? 解決する?  
**不当請求**

- ★知らない相手から届いたメールは要注意。見ないで捨てる。サイトにアクセスしない!
- ★自分の身に覚えのない請求は、無視する・払わない・連絡しない
- ★脅されたときは警察に届ける



## 目 ネットオークション詐欺

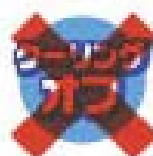


数日後



どうやって防ぐ？ 解決する？  
ネットオークション詐欺

- ★相手の連絡先がイエ電かどうか確認しよう
  - ★支払う前に相手と連絡を取り合って、住所、氏名、電話番号をプリントしておこう！
  - ★高価な買い物は、前払いはやめて、代引やエスクローサービス\*を利用しよう
- \*出品者と落札者を仲介する有料サービス。品物を確認してから出品者に代金が支払われるので安心。



困ったときは、下記の相談窓口へ

経済産業省消費者相談室  
**03-3501-4657**

地元の  
消費生活センターにも  
相談してみましょう

相談の受付は  
月～金(年末年始  
祝日を除く)です

- 北海道経済産業局消費者相談室…011-709-1785
- 東北経済産業局消費者相談室……022-261-3011
- 関東経済産業局消費者相談室……048-601-1239
- 中部経済産業局消費者相談室……052-951-2836
- 近畿経済産業局消費者相談室……06-6966-6028
- 中国経済産業局消費者相談室……082-224-5673
- 四国経済産業局消費者相談室……087-861-3237
- 九州経済産業局消費者相談室……092-482-5458
- 沖縄総合事務局消費者相談室……098-862-4373
- 経済産業省ホームページ <http://www.meti.go.jp>

受付時間は  
局によって  
異なります

〈監修〉 横浜国立大学教授 西村 隆男 / 弁護士 齋藤 雅弘

〈発行元〉 社団法人 **日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会**

〒152-0031 東京都目黒区中根2-13-18 TEL.03-3718-4678

ホームページ <http://www.nacs.or.jp>

このパンフレットは、経済産業省の委託により作成したものです。

**R100**

古紙配合率100%再生紙を使用しています